

○財務省告示第七十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年二月七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年三月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十七回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律

三 振替法の適用 第一百一号）第二条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札

十三二		十 十 ロ イ 一		九	八	ニ
の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 入 行 争 行 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日		額 上 額 平 ず 額 の 振 面 の 面 成 る の 記 替 金 そ 金 二 ° 整 載 法 額 れ 額 十 数 又 の 百 ぞ 百 五 倍 は 規 円 れ 円 年 の 金 録 定 に の に 二 額 は よ つ 応 つ 月 金 録 による き 募 き 七 に 、 振 百 価 百 日 よ 最 替 円 格 円 する も 額 口 四 二 二 面 座 銭 銭 錢 金 簿	振 額 最 替 単 位	低 行 争 非 者 特 国 額 入 価 ・ 別 債 面 札 格 第 参 市 金 発 競 II 加 場	五 万 円	八 三 万 千 円 三 百 九 十 三 億 三 千 五 百 六 十
式 は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 に 、 払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 算 出 し た 金 額 を 第 二 算	(-) 年 ○ . 八 パーセント					

十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{49}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式に、より算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額(を控除することができる)。

十四 初期利子

平成二十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六ヶ月間に属する利子を支払う。平成三十四年十二月二十日

十六 償還期限

二 十 十 十
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 所 金 金
日 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
二 大 銀 金
十 臣 行 額
五 か 百 円
年 ら 円 に
二 通 づ
月 知 き
七 を 百
日 受 円
け け
た た
者 者